

第 14 回岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会

日時 平成 30 年 2 月 1 日 (木)
午前 9 時 30 分から 12 時 00 分まで
場所 盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 B

次 第

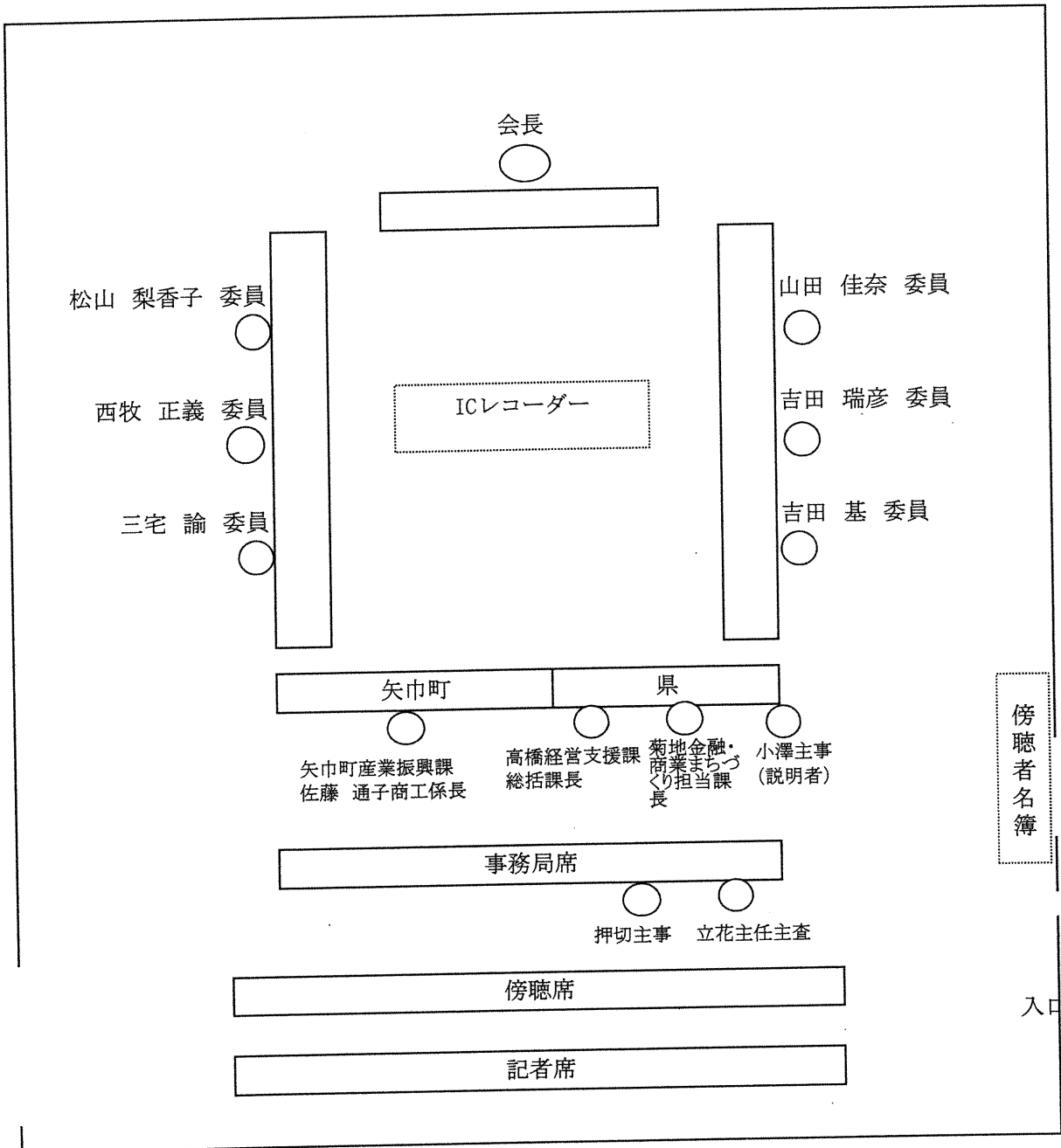
- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
 - (1) 会長及び副会長の選出について
 - (2) 雫石ショッピングモール新設届出に係る県意見(案)について
 - (3) (仮称)矢幅駅西口ショッピングセンター新設届出に係る県意見(案)について
- 4 その他
- 5 閉会

【配布資料一覧】

- 岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会委員名簿
- 第 14 回岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会座席図
- 岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会運営規程
- 冊子
 - ・特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例解説
 - ・特定大規模集客施設立地誘導指針
- (2) 雫石ショッピングモール新設届出に係る県意見(案)について
 - 資料 1 雫石ショッピングモール新設届出の概要
 - 資料 2 新設届出書(抜粋)及び変更届出書
 - 資料 3 配置図
 - 資料 4 届出後の手続状況
 - 資料 5 立地誘導条例チェック表
 - 資料 6 都市計画図
 - 資料 7 現況写真
- (3) (仮称)矢幅駅西口ショッピングセンター新設届出に係る県意見(案)について
 - 資料 1 (仮称)矢幅駅西口ショッピングセンター新設届出の概要
 - 資料 2 新設届出書(抜粋)及び変更届出書
 - 資料 3 配置図
 - 資料 4 届出後の手続状況
 - 資料 5 立地誘導条例チェック表
 - 資料 6 都市計画図
 - 資料 7 現況写真

第14回岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会 座席図(事務局用) ※議事3時点

(盛岡合庁 8階 講堂B)



岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会委員名簿（第6期）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	発 令 日	備 考
にしまさ 西牧 まさよし 正義	岩手大学人文社会科学部 准教授	平成30年1月21日	再任
まつやま 松山 りかこ 梨香子	一般財団法人 岩手建築住宅センター 一級建築士	同上	新任
みやけ 三宅 さとし 諭	岩手大学農学部 准教授	同上	再任
やまだ 山田 かな 佳奈	岩手県立大学総合政策学部 准教授	同上	再任
よしだ 吉田 みずひこ 瑞彦	吉田瑞彦法律事務所 弁護士	同上	再任
よしだ 吉田 もとい 基	株式会社邑計画事務所 代表取締役	同上	再任

任期：平成30年1月21日から平成32年1月20日まで（2年間）

岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会運営規程

(趣旨)

第1 この規程は、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第21条の規定により、岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2 審議会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 審議会の会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴)

第3 傍聴に関する手続は、議長が審議会に諮って定める。

2 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(説明等の聴取)

第4 議長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- (1) 条例第7条第5項の新設届出者等
- (2) 条例第8条第4項の関係市町村の長
- (3) 条例第9条第2項に規定する関係市町村の住民等
- (4) 前各号に掲げる者のほか、議長が適当と認める者

(議事録)

第5 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3 議事録には、議長が指名する審議会の委員が署名するものとする。

(採決)

第6 議長は、議事について採決しようとするときは、議案及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど審議会に諮って決定するものとする。

3 議長は、前項の規定にかかわらず、議案について出席委員に異議がないと認めるときは、採決の手順を省略して、可決した旨を宣告することができる。

(補則)

第7 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年1月25日から施行する。